

四日市市上下水道局告示第27号

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号）第6条の規定に基づき、令和8年度四日市市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように告示する。

なお、賦課対象区域図を四日市市上下水道局生活排水課に備え置いて、閲覧に供する。

令和8年4月3日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

賦課対象区域

八王子町、采女町、小古曾町、小古曾五丁目、小古曾六丁目、大矢知町、八田三丁目、平津町、山城町、札幌町、河原田町、桜町 の各一部

（上下水道局管理部生活排水課）